

山形県建設工事監督要領

(総 則)

第1条 山形県が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う監督業務に関しては、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、同施行令(昭和22年5月3日政令第16号)、山形県財務規則(昭和39年3月23日山形県規則第9号)、その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目 的)

第2条 この要領は、山形県の発注する建設工事の監督に関し必要な事項を定め、適正な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「契約担当者」とは、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月21日山形県訓令第49号)第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2)「請負者」とは、建設工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。

(監督職員の指定等)

第4条 監督職員とは、山形県財務規則(昭和39年3月23日山形県規則第9号)第132条の規定による建設工事請負契約約款第10条に基づき指定された職員とし、総括監督員、監督員を総称していう。

- 2 契約担当者は、工事の規模、重要度、技術的難易度、特殊性等を勘案し、職制等を考慮して前項の監督職員を指定するものとする。ただし、一件の当初設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が500万円を超えない建設工事、または道路、河川、公園等の維持工事及びこれらに類する簡易な建設工事であって、契約担当者が認めた場合には、監督員のみ指定で足りるものとする。
- 3 当該工事が、特に高度な専門的知識と技術力が要求されることその他の理由により、担当職員のみによって監督を行うことが困難であり、または適当でないと認められるときは、職員以外のものに当該監督業務を補助させることができる。

(監督職員の職務)

第5条 監督職員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、契約担当者と緊密に連絡をとり、必要に応じ監督業務内容について報告し指示を受けなければならない。

- (1) 工事の執行についての請負者または請負者の現場代理人に対する指示、承諾または協議
- (2) 工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他工事の関係書類(以下「設計図書」という。)に基づく工事施工のための詳細図等の作成及び交付または請負者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の確認及び工事材料の試験若しくは確認
- (4) 設計変更、工事の一時中止または契約の解除の必要があると認められる場合における契約担当者に対する上申、その他設計図書に基づく必要事項の報告

(5) その他、監督業務執行上契約担当者が特に必要と認めたもの

(職務の分担)

第6条 総括監督員は、工事の監督事務を掌理し主に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 監督員を指揮監督する
 - (2) 前条各号の契約担当者に対する上申、報告及び監督員への指示
 - (3) 建設工事請負契約約款、仕様書等に定められた監督職員の職務の総括
- 2 監督員は、総括監督員の指示によるもののほか、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 前条各号に関すること及び総括監督員に対する報告
 - (2) 建設工事請負契約約款、仕様書等に定められた監督職員の職務

(監督職員の責務)

第7条 監督職員は、厳正かつ公平に監督を行い、請負者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

- 2 監督職員は、工事の内容及び現場状況を十分に把握し、設計図書に基づき、工事が適正に施工されるよう監督を行わなければならない。
- 3 監督職員は、関係機関との協議、調整を図り必要な処置を講ずるとともに、地元関係者からの苦情、要望等に対し適切に対応し、工事の施工に支障のないよう努めなければならない。

(工事の説明及び指示)

第8条 監督職員は、請負者に対し、工事の着手前に設計図書に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示を行わなければならない。また、工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等についても必要な指示を行わなければならない。

(工事の促進)

第9条 監督職員は、常に工事の進捗状況に留意し、遅延する恐れがあると認められるときは、請負者と協議するとともに、その内容を契約担当者に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災その他やむを得ない理由によって進捗が妨げられたときは、速やかに、契約担当者に報告しなければならない。

(改造請求及び破壊確認)

第10条 工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、請負者に対し改造を行うことを求めるとともに、契約担当者に報告しなければならない。また、必要と認められる場合は破壊して確認するものとする。

(施工及び材料調合等の立ち会い)

第11条 監督職員は、設計図書において立ち会いを要するものと指定した工事の施工及び工事材料の調合については、立ち会わなければならない。ただし、監督職員の判断により、見本検査、写真撮影その他適宜の方法を指示した場合は、請負者からの成果により確認するものとする。

(材料の確認)

第12条 監督職員は、工事に使用する材料のうち設計図書で指定した材料については、請負者の請求により使用前に、その品質、形状寸法、数量等を実測、試験資料等によって試験若しくは確認をしなければならない。

（設計図書と工事現場の不適合）

第13条 監督職員は、次の各号に掲げる事項を発見したとき、または請負者から通知を受けたときは、必要に応じ請負者に指示を与えなければならない。

- （1）工事現場の形状、地質、湧水等の状況、施工上の制約等が設計図書に示された条件と一致しないとき
- （2）設計図書に誤りまたは脱漏があったとき
- （3）設計図書の表示が明確でないとき
- （4）設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき

（工事の変更及び中止）

第14条 監督職員は、工事内容を変更する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して契約担当者に報告し、その指示を受けて所定の手続きを行い、工事内容の変更を請負者に指示しなければならない。

- 2 監督職員は、工事を一時中止する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

（緊急措置）

第15条 監督職員は、災害の防止その他、工事の施工上請負者に緊急措置をとらせる必要があると認められたときは、応急の措置をさせ、その結果を契約担当者に報告しなければならない。

（事故等に関する措置）

第16条 監督職員は、請負者から事故等の発生報告があった場合は、工事事故報告書を作成し契約担当者に報告するとともに所定の手続きを行わなければならない。

（施工体制の点検）

第17条 監督職員は、別に定める「山形県建設工事施工体制点検マニュアル」に基づき、「山形県建設工事成績評定要領」第5条第2項に規定する「山形県建設工事成績評定審査基準（施工プロセスチェックリスト（別紙 - 5））」を使用して、施工体制を点検するものとし、改善すべき事項があると認められた場合には必要な措置をとらなければならない。

（法令の遵守）

第18条 監督職員は、建設業法、労働基準法、水質汚濁防止法等、諸法令を遵守し、これに違反することのないよう、請負者を指導しなければならない。また、関係官公庁及び関係機関への届け出等がなされているか確認しなければならない。

- 2 監督職員は、契約担当者が諸法令に基づき関係官公庁及び関係機関へ届け出等をすべきときは、速やかに届け出等を行わなければならない。

(各種施策の推進)

第19条 監督職員は、公共工事コスト縮減、建設副産物のリサイクル、V E等、各種施策を積極的に推進するとともに、所定の添付書類の作成または報告書等の提出を行わなければならない。

(工事成績の評定)

第20条 監督職員は、「山形県建設工事成績評定要領」に基づき評定を行い、評定表等を契約担当者に提出しなければならない。

(工事検査等の立ち会い)

第21条 監督職員は、工事検査にあたり、検査及び工事成績評定に支障のないよう準備をするものとし、検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会いができないときは、工事内容を十分理解している者を代理とすることができる。

(安全等の確保)

第22条 監督職員は、現場監督業務に従事する場合は保安帽を必ず着用するものとし、労働安全上支障とならない服装をしなければならない。

(監督の技術的基準)

第23条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別にこれを定める。

(その他)

第24条 ここに定めるもののほか、工事の監督について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成16年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成19年4月1日から施行する